行政財産賃貸借契約書

賃貸人清瀬市（以下「甲」という。）と賃借人●●●●（以下「乙」という。）は、清瀬市公有財産規則（昭和４０年清瀬市規則第７号）第２６条第１項に基づき行政財産にかかる賃貸借契約を締結する。

（賃貸物件）

第１条 甲は、その所有する次に掲げる行政財産（以下「賃貸物件」という。）を、乙に賃貸する。

　　清瀬市役所本庁舎駐車場（清瀬市中里５丁目８４２番地）

（使用目的）

第２条 乙は、賃貸物件を令和７年４月２０日に開催する「清瀬市役所スプリングフードフェスタ２０２５（仮）」の開催のためにのみ使用するものとする。

（貸付期間）

第３条 本件の契約期間は、令和７年４月２０日午前１０時から令和７年４月２０日午後４時までとして、更新はないものとする。

２　前項に規定する時間は、準備及び片づけを含まない時間とする。

（貸付料等）

第４条 貸付料は、「清瀬市役所スプリングフードフェスタ２０２５（仮）」に出展するキッチンカーの売上金額（税抜）に●●％を乗じて得た金額とする。

（賃料の納付）

第５条 乙は、前条に定める賃料を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する期限までにその指定する場所において納付するものとする。

２　納付された貸付料は、原則還付はしないものとする。

（遅延利息）

第６条 乙は、甲の定める納付期限までに、賃料の支払いを遅延した場合は、納付期限到来の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、その納付すべき金額について、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を納付しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由がないと甲が認めた場合は、この限りではない。

（経費の負担）

第７条 賃貸物件に関し、維持、保存、利用、撤去、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の書面による承諾を得ることなく、改良等の行為をすることはできない。

（契約保証金）

第８条 契約保証金は、免除する。

（禁止事項）

第９条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）貸付物件を指定した用途以外の用途に供すること。

（2）政治的又は宗教的な用途に用いること。

（3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に該当する風俗営業の用途に用いること。

（4）公序良俗に反すること。

（5）その他、社会通念上不適当と判断されること。

（管理義務等）

第10条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めるとともに、利用者、近隣住民等からの苦情又は要望等があった場合、乙の責任において、速やかにその解決をしなければならない。

２ 乙は、甲が管理上必要な事項を乙に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

３ 乙は、「清瀬市役所スプリングフードフェスタ２０２５（仮）」の開催にあたり、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において、その損害の全部を賠償しなければならない。

４ 乙は、関係法令及び甲が定める関係条例等を遵守し、適法かつ適切に管理及び運営を行わなければならない。

（調査協力義務）

第11条 甲は、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

（契約の解除）

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲のほか、国、地方公共団体その他公共団体において公用または公共の用に供するため、賃貸物件を必要とするとき。

(2) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 乙が、甲または自らの信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

２ 甲は、第１項第２号及び同項第３号の規定により本契約を解除した場合において乙に損失が生じてもその損失を補償しない。

（原状回復）

第13条 乙は、第15条第１項第２号の規定により契約を解除された場合、または賃貸借期間が満了した場合においては、自己の負担で、直ちに、賃貸物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が書面により原状回復を免除した場合は、この限りでない。

２ 甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代わって、賃貸物件を収去し原状回復することができる。この場合において、乙は、甲による原状回復について、異議を申し出ることができず、また、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第14条 乙は、本契約書に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、甲の定める損害額を賠償しなければならない。

（契約の費用）

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第16条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（疑義の決定等）

第17条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙の協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、甲と乙とは本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

賃貸人（甲）

所在地　東京都清瀬市中里五丁目842番地

名称　清瀬市

代表者　清瀬市長　澁谷　桂司

賃借人（乙）

所在地又は住所

名称又は商号

代表者